# フジグラン十川SC南エリア

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出が あったので、同法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年10月15日

香川県知事 浜田恵造

# 1 届出の概要

届出者の氏名又	有限会社センターコア高松					
は	香川県高松市伏石町2047番地1					
名称及び住所						
大規模小売店舗	テックランドN e w 高松レインボー店					
0	高松i	高松市伏石町2084番地5ほか				
名称及び所在地						
変更しようとす	1 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項					
る						
事項	1	① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻				
		変更前	小売業者名	開店時刻	閉店時刻	
			株式会社天満屋ストア	午前9時00	午後9時45分	
				分		
			その他の小売業者	午前9時00	午後9時45分	
				分		
		変更後	小売業者名	開店時刻	閉店時刻	
			株式会社ヤマダ電機	午前9時00	午後10時00分	
				分		1

### ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

株式会社ハローズ

その他の小売業者

変更前	駐車場①~③	午前8時30分~午後10時00分
	駐車場④(一部従	午前8時30分~午前0時30分
	業員用)	
変更後	駐車場①	午前8時30分~午後10時30分
		(一部午前8時30分~午後10時00分)
	駐車場②	24時間
	駐車場③	24時間
		(一部午前8時30分~午後10時00分)
	駐車場④ (一部従業員用)	午前8時30分~午後10時00分

午前0時00

午前9時00

午前0時00分

午後10時00分

### ③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前	区分	出入口の数	位置	
	駐車場①	出入併用 1カ所	別図のとおり	
		入口専用 3カ所		
		出口専用 2カ所		
	駐車場②	出入併用 2カ所	別図のとおり	
	駐車場③	出入併用 2カ所	別図のとおり	
	駐車場④	出入併用 3カ所	別図のとおり	
変更前	区分	出入口の数	位置	
	駐車場①		別図のとおり	
		出入併用 1カ所		

# フジグラン十川SC南エリア

			入口専用 3対	か所		
			出口専用 2プ	か所		
		駐車場②	出入併用 2プ	り所	別図のとおり	
		駐車場③	出入併用 2オ	り所	別図のとおり	
		駐車場④	出入併用 3ス	か所	別図のとおり	
	※駐車場②及び 縦覧場所におい		<b>見。なお、「別</b> [	図」は省	<b>爺略し、その図面を下</b>	記の
変更年月日	平成25年10	月25日				
変更理由				及び夜間	営業に伴う騒音対策	とし
	て駐車場出入口	の位置を変更する	ため。			

### 2 届出年月日 平成25年10月7日

### 3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部産業振興課
縦覧期間	平成25年10月15日から平成26年2月15日まで

# 4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内(平成26年2月15日まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業 経済部産業振興課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
	イ 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革
	ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
	エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号
	香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ